

改正案	現 行
<p>第 1 条～第 5 条 （略）</p> <p>（協議会の委員）</p> <p>第 6 条 協議会の委員は、次に掲げる者により構成するものとする。</p> <p>(1) 市長が指名する職員</p> <p>(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体</p> <p>(3) 住民又は利用者の代表</p> <p>(4) 国土交通省中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者</p> <p>(5) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者等が組織する団体の代表</p> <p><u>(6) 鉄道事業者</u></p> <p><u>(7) 港湾管理者</u></p> <p><u>(8) 道路管理者</u></p> <p><u>(9) 廿日市警察署長又はその指名する者</u></p> <p><u>(10) 学識経験を有する者</u></p> <p><u>(11) 形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者</u></p> <p>第 7 条～第 20 条 （略）</p> <p>（中略）</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成 27 年 2 月 24 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規約は、平成 28 年 3 月〇〇日から施行する。</u></p>	<p>第 1 条～第 5 条 （略）</p> <p>（協議会の委員）</p> <p>第 6 条 協議会の委員は、次に掲げる者により構成するものとする。</p> <p>(1) 市長が指名する職員</p> <p>(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体</p> <p>(3) 住民又は利用者の代表</p> <p>(4) 国土交通省中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者</p> <p>(5) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者等が組織する団体の代表</p> <p><u>(6) 道路管理者</u></p> <p><u>(7) 廿日市警察署長又はその指名する者</u></p> <p><u>(8) 学識経験を有する者</u></p> <p><u>(9) 形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者</u></p> <p>第 7 条～第 20 条 （略）</p> <p>（中略）</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成 27 年 2 月 24 日から施行する。</p>